

## DPC 制度（DPC/PDPS）にかかる対応等について（案）

DPC 制度に係る今回改定での対応等を踏まえ、DPC 制度への参加及び退出等について、以下のような再整理等の対応を行うこととしてはどうか。

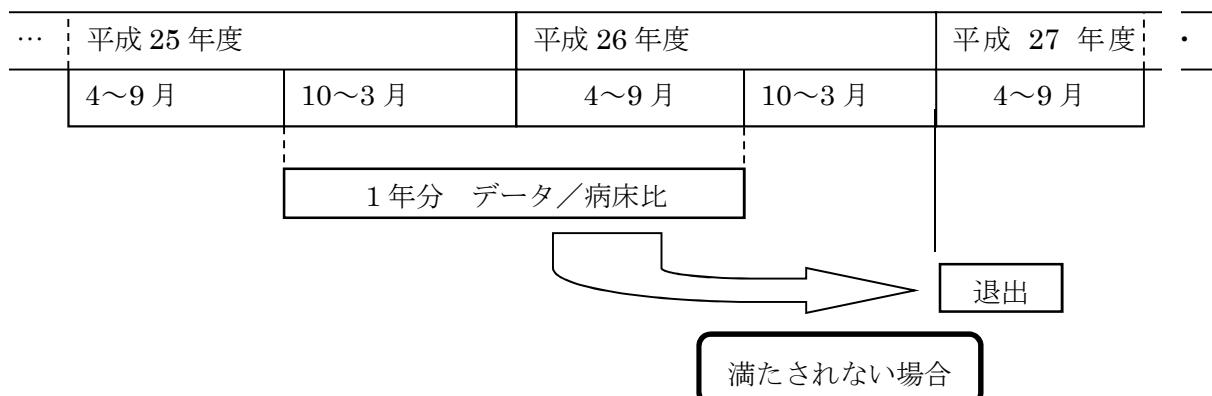
### 1. DPC 制度の運用について

#### （1）データ／病床比の運用

##### ① 概要

- データ／病床比は、DPC 対象病院が満たすべき基準の 1 つとされており、1 か月あたり 0.875 を満たすこととされており、前年度 1 年間のデータ／病床比が満たされない場合は、DPC 制度から退出となる（対象病院→準備病院）。
- 当該年度からの DPC 対象病院としての継続の可否（及び DPC 対象病院への新規参加の可否）については、前年度のデータ／病床比（前々年 10 月～前年 9 月）によって判定する。

（イメージ）



##### ② 再整理案

- データ／病床比の運用にかかる考え方について、改定も踏まえ、下記の通り考え方を再整理することとしてはどうか。

##### （ア） 対象となるデータの考え方

- ・ 原則として、評価対象期間に当該医療機関における DPC 算定病床を退院した患者のデータが対象。
- ・ ただし、下記の取り扱いとする。
  - i エラーのあるデータ等は除外する。
  - ii 「医科レセプトのみ」「歯科レセプトあり」以外の症例のデータは除外する。
  - iii 7 日以内の同一傷病による一連の再入院があった場合は、前回入院と合わせ 1 データとしてカウントする。
  - iv 算定告示において定められている、24 時間以内に死亡した患者等の DPC 対象外となる症例（ただし、5 号告示（高額薬剤等）に該当す

る症例は除く) のデータは除外する。

(イ) 対象となる病床の考え方

- ・ 様式 3 における DPC 算定病床数を元に、月ごとの病床数の相加平均を当該年度の DPC 算定病床数として算出。
- ・ DPC 算定病床数の変更の届出が地方厚生局において受理された場合は、次月より変更後の病床数とする。
- ・ 様式 3 の記載内容は、必要に応じて定例報告に記載されている値等と突合し確認を行う。

2. 適切な保険診療の教育の普及に向けた指導医療官の出向について（案）

- 当該評価については、毎年の定例報告の時点（毎年 10 月 1 日時点）において、当該医療機関において原則として下記を満たす場合に実績と見なすこととされている。
  - ・ 規定の手順により、当該医療機関から出向して以降 6 か月以上指導医療官として勤務している者がいる場合（ただし、1 年以上在籍しない場合は実績と見なさない）
  - ・ 規定の手順により指導医療官として勤務後、大学病院に復帰した日から 1 年以内の者がいる場合（ただし、復帰後に当該医療機関において保険診療の教育に携わっていない場合は実績と見なさない）
- 平成 27 年度の機能評価係数Ⅱの改定に向けた実績評価については、募集開始の際に応募し採用された者がいる医療機関を評価対象とすることとしてはどうか（平成 28 年度以降は原則通りの運用とする予定）。

3. DPC／PDPS 傷病名コーディングテキストについて

- 平成 25 年 12 月 25 日の中医協総会で報告された「DPC／PDPS 傷病名コーディングテキスト（案）」については、平成 26 年改定における診断群分類点数表の改定に応じて、別紙の通り見直しを行った上で公開する。

4. DPC 制度の今後の見直しに向けた検討スケジュールについて（案）

- DPC/PDPS について今後検討すべき課題等について、DPC 評価分科会においての整理を行い、一定の取りまとめを行った上で、次回の診療報酬改定に向けた DPC 制度の見直しの方針について中医協総会において議論することとしてはどうか。